

大規模法人における税務上の要注目項目確認表

確認対象 事業年度		担当者	役職：
確認実施日			役職：

この確認表は、税務・決算処理について、誤りが生じやすいと認められる事項について取りまとめたもので、皆様が申告書を作成する前の自主的な確認に御活用いただくことを目的として作成しております。

確認表を御活用いただいた場合、会社事業概況書の「⑩ 申告書確認表等の活用状況」欄へその旨を記載いただくようお願いします。

確認表は、税務調査等の機会に活用状況を確認させていただくことを予定しております。

税務に関する社内の体制・手続の整備状況		
・ 税務上の処理に疑義が生じる取引については、事業部門から経理担当部署へ連絡・相談される体制が整備されていますか。	□適	□否
・ 経理担当部署に税務知識を有する方（税理士資格保有者、税務担当経験者等）がいらっしゃいますか。	□適	□否
・ 処理誤りが生じないようマニュアル等を整備し、税務上の処理に疑義が生じる取引の把握や税務処理手続の明確化を行っていますか。	□適	□否

項 目	No.	確 認 内 容	確 認 結 果			確認結果が「否」の場合の対応 (申告調整の有無等)
				□適	□否	□非該当
収益	1	収益認識基準（※）の適用対象となる資産の売却若しくは譲渡又は役務の提供（以下「資産の売却等」といいます。）に係る収益の額は、法基通2-1-1ただし書の場合を除き個々の契約ごとに計上していますか。 ※ 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」	□適	□否	□非該当	
	2	収益の計上基準に照らし、当事業年度に計上すべきであるにもかかわらず、翌事業年度に計上している収益の額はありますか。	□適	□否	□非該当	
	3	収益の計上基準を変更した場合、その理由は合理的かつ適切ですか。	□適	□否	□非該当	
	4	資産の売却等に係る収益の額について、当事業年度終了の日までに対価の額を合意していないときは、同日の現況により適正に見積もっていますか。	□適	□否	□非該当	
	5	資産の売却等に係る収益の額について、資産の売却等の契約の対価が値引き、値増し、割戻し等により変動する可能性がある場合に、その変動する可能性がある部分の金額（以下「変動対価」といいます。）又はその算定基準を相手方に明示等していないにもかかわらず、変動対価を反映した会計上の収益の額のままにしていますか。	□適	□否	□非該当	
	6	資産の売却等に係る収益の額について、金銭債権の貸倒れや資産の買戻しの可能性を反映した会計上の収益の額のままにしていますか。	□適	□否	□非該当	
売上原価	7	翌事業年度以降の収益に対応する売上原価等を当事業年度に計上していませんか。	□適	□否	□非該当	
	8	売上原価等が当事業年度終了の日までに確定していないときは、適正に見積もった金額を計上していますか。 また、単なる事後的費用を見積計上していませんか。	□適	□否	□非該当	
仕入割戻し	9	棚卸資産を購入した際の仕入割戻しについて、その算定基準が購入価額又は購入数量によっており、かつ、算定基準が明示されているにもかかわらず、仕入割戻しの金額の通知を受けた事業年度に計上していませんか。	□適	□否	□非該当	
役員給与	10	役員給与の損金算入額は、定款の定めや株主総会等の決議に基づき、適正に計算していますか。	□適	□否	□非該当	
	11	役員個人の費用を負担するなど、役員に対して給与を支給したものと同様の経済的な利益の提供はありませんか。	□適	□否	□非該当	
給与・賞与	12	損金経理したにもかかわらず事業年度末に未払となっている決算賞与等の臨時の賞与について、その支給額を同時期に支給する全ての使用人に対して個別に通知するとともに、事業年度終了の日の翌日から1月以内に、通知した全ての使用人に対して通知どおりの金額を支払っていますか。	□適	□否	□非該当	
減価償却費	13	稼働を休止している製造設備などの事業の用に供していない資産に係る減価償却費を損金の額に算入していませんか。 （法基通7-1-3又は連基通6-1-3に規定する「稼働休止資産」の取扱いの適用を受ける場合を除きます。）	□適	□否	□非該当	
	14	法令第133条の2に規定する一括償却資産の損金算入を適用している場合において、一括償却資産を除却した際に、未償却額の全額を損金としていませんか。	□適	□否	□非該当	

大規模法人における税務上の要注目項目確認表

項目	No.	確認内容	確認結果			確認結果が「否」の場合の対応 (申告調整の有無等)
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
交際費等	15	福利厚生費等の中に、役員や従業員の接待等のための支出が含まれていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	16	売上割戻し等の中に、得意先に物品を交付するための費用や得意先を旅行等に招待するための費用が含まれていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	17	雑費等の中に、新規店舗等の建設に当たり、周辺の住民の同意を得るための支出が含まれていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	18	専ら役員や従業員の接待等のために支出した飲食費について、1人当たり5,000円以下であるとして交際費等から除いていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	19	棚卸資産又は固定資産の取得価額に交際費等が含まれていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
寄附金	20	前事業年度以前に仮払金とした寄附金を当事業年度の損金としていませんか。 また、事業年度末において未払となっている寄附金を当事業年度の損金としていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	21	寄附金の中に役員等が個人として負担すべきものが含まれていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	22	子会社や取引先に対して合理的な理由がないにもかかわらず、無償若しくは通常より低い利率での金銭の貸付け又は債権放棄等を行っていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
使途秘匿金	23	相手方を明らかにできない金銭の支出や金銭以外の資産の贈与はありませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
費用全般	24	事業年度末までに債務が確定していない費用（償却費は含みません。）を損金としていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
移転価格	25	国外関連者に対して行った役務提供の対価の額、又は国外関連者から受けた役務提供の対価の額は、独立企業間価格となっていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	26	国外関連者に対する貸付けの利息の額、又は国外関連者からの借入れの利息の額は、独立企業間価格となっていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	27	「独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類（ローカルファイル）」を確定申告書の提出期限までに作成又は取得し、保存していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
棚卸資産	28	事業年度終了の時に於いて、預け在庫、未着品を棚卸しの対象としていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	29	未使用の消耗品の取得に要した費用を当事業年度の損金としていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	30	棚卸資産購入のために直接要した引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税等の費用を棚卸資産の取得価額に含めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	31	流行遅れや機種がモデルチェンジしたことだけを理由に棚卸資産の評価損を計上していませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
繰延資産	32	資産を賃借する際の権利金のように、支出の効果が1年以上に及ぶ費用について、その全額を一時の損金としていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
固定資産	33	固定資産を事業の用に供するために直接要した費用を一時の損金としていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	34	建物付土地の取得後おおむね一年以内にその建物の取壊しに着手しているにもかかわらず、取壊時の建物の帳簿価額及び取壊費用を一時の損金としていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	35	建物の建設に伴って支出を予定している住民対策費、公害補償費等の費用の額をその建物の取得価額に含めていますか。 (毎年支出することになる補償金は除きます。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	36	資本的支出を一時の損金としていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	37	自社開発のソフトウェアを製作するために要した費用を一時の損金としていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	38	ソフトウェアの機能向上等のために要した費用を一時の損金としていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
前払費用	39	前払費用に該当する支出を損金としていませんか。 (法基通2-2-14又は連基通2-2-14に規定する「短期の前払費用」の取扱いの適用を受ける場合を除きます。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

大規模法人における税務上の要注目項目確認表

項目	No.	確認内容	確認結果			確認結果が「否」の場合の対応 (申告調整の有無等)	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
貸付金	40	役員、従業員や関連会社に対して金銭を無償又は通常より低い利率で貸し付けていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
有価証券	41	有価証券を取得するために要した費用を一時的損金としていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
前受金・仮受金・預り金・保証金	42	収益に計上すべきものはありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
消費税等	収益	43	課税期間の末日までに資産の譲渡等の対価の額が確定していない場合に、その対価の額を適正に見積もり、課税標準に含めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		44	外注先に対して有償支給した原材料等の対価の額を課税対象外としていませんか。 (支給する材料等を自己の資産として管理している場合を除きます。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	売上原価	45	課税仕入れとした外注費等の中に給与に該当するものは含まれていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		46	三国間貿易(国外で購入した資産を国内に搬入することなく他へ譲渡する取引)に係る仕入れを課税仕入れとしていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	費用全般	47	出向社員等の給与負担金を課税仕入れとしていませんか。 (経営指導料等の名義で支出している場合も含みます。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		48	贈答した商品券、ギフト券、旅行券等を課税仕入れとしていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		49	クレジット手数料を課税仕入れとしていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		50	同業者団体等の通常会費や一般会費を課税仕入れとしていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		51	予約の取消し、契約変更等に伴って支払ったキャンセル料や解約損害金を課税仕入れとしていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		52	給与と認められる旅費(単身赴任者が帰省するための旅費等)を課税仕入れとしていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		53	海外出張に係る旅費、宿泊費、日当等を課税仕入れとしていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		54	前払費用を支払時の課税仕入れとしていませんか。 (法基通2-2-14又は連基通2-2-14に規定する「短期の前払費用」の取扱いの適用を受けている場合を除きます。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		55	クレジットカードで決済した経費等について、クレジットカード会社からの請求明細書のみを保存していませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		56	会議費、交際費として飲食料金を購入している場合に、軽減税率対象品目として区分経理していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	営業外収益	57	ゴルフ会員権を譲渡した場合に、その対価を非課税売上げとしていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		58	車両等の買換えを行った場合に、販売額から下取額を控除した金額を課税仕入れ又は課税売上げとしていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

- 1 表中の法令・通達は、以下の略語を用いています。

法法	法人税法	措法	租税特別措置法	連基通	連結納税基本通達
法令	法人税法施行令	措令	租税特別措置法施行令	消基通	消費税法基本通達
消法	消費税法	措則	租税特別措置法施行規則	措通	租税特別措置法関係通達 (法人税編)及び租税特別措置法関係通達(連結納税編)
消令	消費税法施行令	法基通	法人税基本通達		
- 2 令和元年6月28日現在の法令・通達によっています(「移転価格事務運営要領」及び「連結法人に係る移転価格事務運営要領」は、令和元年6月28日付一部改正分までを反映しています。)
- 3 表中の「法人」は、「連結法人」を含みます。
- 4 表中の「事業年度」は、連結法人においては「連結事業年度」をいいます。